#### 情報公開規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本眼科医会(以下「本会」という。)が、その活動状況、 運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、 本会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開する ことの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのない よう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を 侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き又はインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

- 第 5 条 本会は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
- 2 前項の公告については、定款第64条の方法によるものとする。

(公表)

- 第6条 本会は、法令の規定に従い、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準について、 公表する。これを変更したときも、同様とする。
- 2 前項の公表については、役員報酬等規程を次条に定める事務所備え置き及びインターネットの方法により行うものとする。

(書類の事務所備え置き)

第7条 本会は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者 に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定

する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を 公開する。

#### (閲覧場所及び閲覧日時)

- 第9条 本会の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。
- 2 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前 11 時から 午後 5 時までとする。ただし、本会は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲 覧日時を指定することができる。

### (閲覧等に関する事務)

- 第10条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。
  - (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
  - (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
  - (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

- 第11条 本会は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。
- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は会長が定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が理事会の決議 を経てこれを定める。

(管 理)

第13条 本会の情報公開に関する事務は、事務局次長が管理する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附則

この規程は、平成26年5月10日より施行する。

この規程は、令和2年9月12日より改正施行する。

## 別表 1

	名称	備え置き期間
1	定款	常時
2	代議員名簿(*1)	常時
3	事業計画書	事業年度開始前日~事業年度末日
4	収支予算書	事業年度開始前日~事業年度末日
5	資金調達及び設備投資の見込みを記載 した書類	事業年度開始前日~事業年度末日
6	貸借対照表及び附属明細書	定時代議員会の2週間前~5年間
7	損益計算書及び附属明細書	定時代議員会の2週間前~5年間
8	事業報告書及び附属明細書	定時代議員会の2週間前~5年間
9	監査報告	定時代議員会の2週間前~5年間
10	財産目録	事業年度経過後3箇月以內~5年間
11	役員名簿(*1)	事業年度経過後3箇月以內~5年間
12	役員等報酬支給基準	事業年度経過後3箇月以內~5年間
13	理事会議事録(*2)	理事会開催日~10年間
14	代議員会議事録 (*2)	代議員会開催日~10年間

<sup>\*1</sup> 代議員以外の者からの閲覧請求には個人の住所部分除外可

<sup>\*2</sup> 代議員及び裁判所の許可を得た債権者のみ閲覧請求可

閲覧(謄写)申請書

公益社団法人 日本眼科医会 会長 殿

 申 請 月 日
 年 月 日

 申 請 者
 申請者住所

 電話番号

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に 即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのな いよう誓います。

閲覧(謄写)の目的

閲覧対象書類(該当するものを〇で囲んで下さい。)

- 1 定款
- 2 代議員名簿
- 3 事業計画書
- 4 収支予算書
- 5 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 6 貸借対照表及び附属明細書
- 7 損益計算書及び附属明細書
- 8 事業報告書及び附属明細書
- 9 監査報告
- 10 財産目録
- 11 役員名簿
- 12 役員等報酬支給基準

以下の書類は、代議員・債権者に限り閲覧・謄写ができます。

- 13 理事会議事録
- 14 代議員会議事録

# 閲 覧 受 付 簿

受付年月日	申込人の住所・氏名	担当者	備考